

ララ・チャレンジ広場 レンタルボックスの利用について

ララ・チャレンジ広場 レンタルボックスとは
市がテーマを決めて設置したボックス、商品陳列棚等をいいます。
テーマは、

①リサイクル品 と ②クラフト品 です。

基本的には上記テーマといたしますが、その他についてはご相談ください。

§ 概 要 §

- (1) 皆様から出品物をレンタルボックスに展示、陳列し、皆様から指定された価格にて希望者に販売いたします。
- (2) 陳列場所、面積等については、レンタルボックスコーナー全体の店舗構成を考慮し、決めさせていただきます。
- (3) 展示、陳列のため使用した面積に応じ、利用料をご負担いただきます。

【リサイクル・クラフト共通】

- ① 1 棚 (750×450) 月額 680 円
- ② 1 棚 (900×450) 月額 810 円
- ③ 1 棚 (850×550) 月額 940 円
- ④ 1 棚 (1200×450) 月額 1,080 円

【クラフト専用】

- ⑤ 1 棚 (750×450) 月額 680 円
- ⑥ 1 棚 (850×550) 月額 940 円
- ⑦ 1 棚 (1150×450) 月額 1,040 円

利用料については岡谷市が発行する納付書にて金融機関窓口か岡谷市役所岡谷駅前出張所にてお支払いください。(手数料は不要。)

- (4) 売上代金は、一時預からせていただき、当月分をまとめ、翌月10日以降に現金にてお渡しいたします。
- (5) 営業日は、ララ・チャレンジ広場休館日（毎月第3火曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで）を除いた日。営業時間は午前10時から午後7時までです。
- (6) 出品物の管理、販売、精算等の事務は岡谷市（管理受託者：NPO 法人維新塾 [TEL0266-24-1419](tel:0266-24-1419)）が行います。
- (7) 出品物の確認、補充等のため、最低月1回、日を決めて又は岡谷市（管理受託者：NPO 法人維新塾 [TEL0266-24-1419](tel:0266-24-1419)）の要請に応じレンタルボックスコーナーまでお出でいただきます。

(8) 利用期間は原則として1年以内とします。

以降の更新につきましては、その時期にご案内いたします。

(9) 18歳未満の者の出品に関しては保護者の同意が必要です。

§ 遵守事項 §

- ・ 使用承認書に掲げる承認条件に従ってご利用ください。(下記★参考)
- ・ 盗難、万引き等には十分注意しますが、出品物の紛失破損等の責は負いません。
- ・ 生もの、日持ちの悪い商品や臭気の強い物など一般に気分を害する商品や公序良俗に反する品物の展示販売はできません。
- ・ 出品物への値付は出品者にて実施してください。
(バーコードラベル代実費1枚2円をご負担いただきます。)

★参考

使用承認書承認条件

- (1) 使用者は、品物の確認、補充等のため、最低月1回以上又は岡谷市の要請に応じ、ララ・チャレンジ広場に訪れるものとする。
- (2) 長期にわたり販売できない品物については、岡谷市の指示により、撤去するものとする。
- (3) 売上代金については、月締めとし、使用者は、翌月の10日以降、現金にて受領するものとする。(その際、バーコードラベル代実費分1枚2円で同時に清算させていただきます。)
- (4) 上記バーコード代の他、必要経費として売上げの3%を負担する。
- (5) 使用者は、あらかじめ承認を受けた品物以外、出品してはならない。
- (6) 使用者は、レンタルボックスを第三者に使用させてはならない。
- (7) 使用者は、岡谷市が発行する納付書により、当月分の使用料を前月中(納付書に記載の納期限)に支払うものとする。(売上代金との相殺はできません。)
- (8) 岡谷市が公用若しくは公共用に供するため、上記財産を必要とするとき又は使用者が承認条件に違反したときは、使用承認の全部若しくは一部を取り消し、又は使用料等の承認条件を変更することができる。この場合、損失が生じても岡谷市はこれを補償しない。
- (9) 使用者は、使用期間が満了したとき又は許可条件(8)により使用許可を取り消されたときは、その負担により直ちに品物を撤去しなければならない。
- (10) 天災その他岡谷市の責めに帰さない事由によって、品物に生じた損害については、岡谷市はその責めを負わない。
- (11) 使用者は、別に定める岡谷市ララ・チャレンジ広場レンタルボックス利用者遵守事項を守らなければならない。

岡谷市ララ・チャレンジ広場レンタルボックス利用者遵守事項

岡谷市ララ・チャレンジ広場レンタルボックス（以下「レンタルボックス」という。）の利用及び管理に当たり、下記の事項を遵守すること。

記

<申込に関する事項>

1 申込について

- (1) レンタルボックスの申込は、毎月20日までとし、利用期間は、翌月の1日からとする。※20日以降の申込については、翌々月の1日からとする。
- (2) 空棚については、翌月1日の午前10時から受付し午前10時15分から抽選会をするものとする。
- (3) 1人が利用できる棚は、最大4棚までとする。

<商品・管理に関する事項>

1 商品について

- (1) レンタルボックスに設置できる品物は、原則としてリサイクル品及びクラフト品とすること。
- (2) 生もの、アルコール類、金券及び医薬品は、展示販売しないこと。
- (3) 食品は、食品衛生法に基づく表示を行うものとし、賞味期限の過ぎた物は、直ちに引き下げること。

2 管理について

- (1) 利用者は、特定非営利法人維新塾（以下「管理者」という。）が岡谷市ララ・チャレンジ広場の管理運営上のため必要なことについては協力するものとする。
- (2) 利用者は、品物の確認、補充等のため、最低月1回以上岡谷市ララ・チャレンジ広場を訪れること。また、利用者が連絡不在のまま3ヶ月以上来店のない場合については、商品が撤去されてもしかたないこと。
- (3) 毎月の売上については、印鑑及びレンタルボックス利用料の領収書を持参し、翌月の10日以降に受領すること。
- (4) 利用者は、岡谷市が発行する納付書により、原則として利用期間前に利用料を支払うこと。
- (5) 法人としての申込は受け付けない。
- (6) 衣類を展示販売する場合は、1棚に8枚までとし、整理整頓に努めること（子供服130cmまでは1棚に16枚までとする。）。
- (7) 割れ物を陳列する場合は、破損防止に努めること。
- (8) 管理者は、商品の盗難、万引き等には十分注意するが、商品の紛失破損等の責は負わない。

【使用申込みに関する問い合わせ先】

岡谷市役所産業振興部商業観光課 電話：0266-23-4811 内線1452